

広島県告示第百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和六年二月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
勝島歯科医院	尾道市高須町三七〇〇番地三八号	令和六年一月一日
なべか薬局	尾道市新高山三丁目一七〇番二四八号	令和六年一月一日
ひろしまこどもクリニック	廿日市市宮内四四七八番地一 一階	令和六年一月四日
三島歯科医院	廿日市市廿日市二丁目一番一四号	令和六年一月一日